

開 発 行 為 協 議 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。 (宛先) 年 月 日 申請者職氏名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工事施行者住所・氏名・電話	
	5 設計者の住所・氏名・電話	
	6 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	8 開 発 の 目 的	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 非自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己業務用
	9 許 可 該 当 条 項 (※法34条に該当する理由は別紙に記載のこと)	<input type="checkbox"/> 第29条 <input type="checkbox"/> 第34条第()号() <input type="checkbox"/> 第34条第14号 提案基準()
	10 事前審査申請日 (滋賀県土地利用に関する指導要項第5条第1項届出日)	年 月 日
	11 事前審査結果通知日 (開発協定の締結指示通知日)	年 月 日
	12 そ の 他 必 要 な 事 項	
※土木事務所受付番号	年 月 日 第 号	
※県庁受付番号	年 月 日 第 号	

注1 工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
 注2 ※印のある欄は記載しないこと。
 注3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合にはその手続きの状況を記載すること。

■ 法第 34 条に該当する理由

- ※ 市街化調整区域における開発行為の場合のみ、作成してください。
- ※ 市街化調整区域における開発行為は、都市計画法第 34 条の規定により、立地基準（法第 34 条各号）に適合している必要があるためです。

(1) 法 34 条（立地基準）該当条項

都市計画法第 34 条第 1 項第●号	第 ● 号
※上記が「第 14 号」の場合のみ、提案基準番号を明示	提案基準 ●

- ※ 上記の「法 34 条（立地基準）該当条項」は、次の図書を参照のこと。
【都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準（滋賀県土木交通部住宅課 最新版）第 4 章開発許可基準_Ⅱ市街化調整区域の許可基準（いわゆる立地基準）】
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5132485.pdf>

(2) 立地基準に該当する理由

- ※ 該当する理由は、上記図書における各立地基準該当条項に定義している【許可要件】を明示し、それぞれの要件に合致していることが分かるよう、下表を参考に整理のこと。

例) 法 34 条第 1 号【社会福祉施設】の場合

	許可要件	該当	計画の具体的内容
①	主として申請地周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とするものに限る	○	申請地周辺の市街化調整区域に居住する者の施設である。
②	社会福祉施設は、当該町の社会福祉部局と調整がとれたものであること。 また、単に、居住系の事業のみを目的とした事務所を設置し事業を実施するために職員を派遣するもの等は除く。	○	施設は、○○町の社会福祉部局と調整がとれている。 また、当該計画は○○事業を行うものであり、単に居住系の事業のみを目的とした事務所を設置するものではなく、事業を実施するために職員を派遣する事業ではない。
③	地元自治会等周辺住民に対して事業計画内容が周知され、理解が得られるものであること。	○	地元自治会の理解が得られている。 (別添、協議記録参照)
④	住宅併用は認めない。	○	住宅は併用しない。
⑤	営業(資格)に関して必要な他法令の許可等を得ているか、得られることが確実であること。	○	他法令の許可を得ている。 (別添、許可書写し参照)
⑥	敷地の規模、建築物の規模については、適正な規模の範囲内とする。(当該町が妥当と認める規模)	○	敷地の規模、建築物の規模は、○○町から適正な規模であるとの確認を得ている。 (別添、確認書写し参照)